## 学財 務委員会規程新旧 対 照 都大

改

## (前略)

- - (1) 財務担当の理事(以下「担当理事」という。)
  - (2) 研究科長 4名
  - (3) 研究所長又はセンター長 1名
  - (4) 財務部長
  - (5) その他総長が必要と認める者 3~8名
- 2 前項第2号、第3号及び第5号の委員は、総長 2 前項第2号、第3号及び第6号の委員は、総長 が委嘱する。
- 3 第1項第2号、第3号及び<u>第5号</u>の委員の任期 3 第1項第2号、第3号及び<u>第6号</u>の委員の任期 は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の 委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- げる事項について審議を行うときは、必要に応じ て、第1項第2号、第3号又は第5号の委員の数 を増すことができる。
- 5 前項の規定による委員の任期は、第3項の規定 5 (同 左) にかかわらず、総長が定める。

(後略)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織す 第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織す る。
  - (1) 財務担当の理事(以下「担当理事」という。)
  - (2) 研究科長 4名
  - (3) 研究所長又はセンター長 1名
  - (4) 医学部附属病院長
  - (5) 財務部長
  - (6) その他総長が必要と認める者 2~7名
  - が委嘱する。
  - は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の 委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、第1条第1号に掲 4 第1項の規定にかかわらず、第1条第1号に掲 げる事項について審議を行うときは、必要に応じ て、第1項第2号、第3号又は第6号の委員の数 を増すことができる。

## 附則

この規程は、平成18年5月30日から施行し、 平成18年5月16日から適用する。